

# 参 考 資 料

平成 29 年 12 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
議案第 81 号関係	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	1
議案第 82 号関係	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の制定	8
議案第 83 号関係	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	11
議案第 84 号関係	寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定	14
議案第 85 号関係	寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定	17
議案第 86 号関係	寝屋川市立幼稚園条例の一部改正	18
議案第 87 号関係	寝屋川市立市民体育館条例の一部改正	20
議案第 88 号関係	寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正	23
議案第 95 号関係	財産の取得（子育てリフレッシュ館「子どもの遊びスペース」用備品）	28
議案第 96 号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立市民活動センター）	31
議案第 97 号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立西高齢者福祉センター）	32

内 容		頁
議案第 98 号関係	指定管理者の指定（寝屋川市有料自転車駐車場）	37
議案第 99 号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立市民体育館）	38



## 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

### 1 改正理由

『地方公務員の育児休業等に関する法律』の改正により「非常勤職員について、条例で定める場合に該当するときは、養育する子が2歳に達する日まで育児休業を取得できることとされたこと」に伴う規定の整備を行うため、及び再度の育児休業等を行うことができる特別の事情につき追加を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 主な改正内容

- (1) 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合（改正後の第2条の4関係）  
非常勤職員について、養育する子が2歳に達する日まで育児休業を取得できる場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、継続的な勤務のために特に必要と認められるときなどに該当するときとする。
- (2) 再度の育児休業を行うことができる特別の事情（第3条関係）  
育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情（第4条関係）  
再度の育児短時間勤務を行うことができる特別の事情（第11条関係）  
再度の育児休業を行うことができる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、再度の育児短時間勤務を行うことができる特別の事情〔これらの条例で定める特別の事情〕に関し、「育児休業・育児短時間勤務に係る子について、保育所、認定こども園等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

### (3) 附則

施行期日 平成30年1月1日

# 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)</p> <p><u>(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)</p> <p><u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現行
<p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「国等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が寝屋川市職員休暇規則（昭和43年寝屋川市規則第30号）第4条第1項第5号の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の</p>	<p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「国等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が寝屋川市職員休暇規則（昭和43年寝屋川市規則第30号）第4条第1項第5号の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする国等育児休業の期間の</p>

改正案	現行
<p>末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該国等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をする<u>ことが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>  <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u>  <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任</u></p>	<p>末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該国等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をする<u>ことが特に必要と認められる特別の事情がある</u>  <u>場合</u></p>



改正案	現行
<p>期の満了後に引き続き採用されるものあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において国等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 (略)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4 (略)</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</u></p>

改正案	現行
<p>年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>	<p>その</p> <p>他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること</p> <p>(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</p> <p>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>

改正案	現行
<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年1月1日から施行する。</p>	<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</p> <hr/> <p>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>

## 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の 制定

### 1 制定理由

子育て支援に関する事業及び子どもや保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行う施設として、子育てリフレッシュ館を設置するため、本条例を制定する。

### 2 制定内容

#### (1) 目的及び設置（第1条関係）

子育て支援に関する事業及び子どもや保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行い、もって安心して子どもを生き育てることができる環境の整備に寄与するため、子育てリフレッシュ館を設置する。

#### (2) 名称及び位置（第2条関係）

名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 寝屋川市立子育てリフレッシュ館

位 置 大阪府寝屋川市錦町8番13号

#### (3) 事業（第3条関係）

「子ども(小学校就学前の子ども)の遊び場の提供に関すること」、「一時預かり事業(出生後3月を経過した子どもを一時的に預かり、保育を行う事業)に関すること」、「子育てについての保護者の交流の促進に関すること」などのほか、(1)の目的を達成するために必要な事業を行う。

#### (4) 施設（第4条関係）

「子どもの遊びスペース」、「一時保育室」、「子育て交流スペース」のほか、(1)の目的を達成するために必要な施設を置く。

#### (5) 利用できる者の範囲（第5条関係）

子育てリフレッシュ館を利用できる者は、「子ども及び保護者(保護者の依

頼を受けて子どもの世話をを行う者を含む。）」、「寝屋川市の区域内において、子育てに係るサークル活動を行っている団体」等とする。

なお、子どもの遊びスペースを利用できる者は、保護者（保護者の依頼を受けて子どもの世話をを行う者を含む。）の付添いがある子どもとし、一時預かり事業を利用できる者は、寝屋川市の区域内に住所を有する保護者とする。

(6) 子どもの遊びスペース等の利用の登録（第6条関係）

子どもの遊びスペースの利用又は一時預かり事業の利用を希望する者は、(7)の利用許可の手續に先立ち、市長の登録を受けなければならない。

(7) 子どもの遊びスペース等の利用許可（第7条関係）

子どもの遊びスペースその他市長が指定する施設を利用しようとするとき、又は一時預かり事業を利用しようとするときは、あらかじめ、利用許可を受けなければならない。

(8) 子どもの遊びスペース等の使用料（第8条、別表第1、別表第2関係）

ア 子どもの遊びスペースの利用について利用許可を受けた者は、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。

区 分	利用単位	金 額
子どもが寝屋川市の区域内に住所を有する場合	1回1時間	子ども又は保護者それぞれ1人につき、250円
子どもが寝屋川市の区域外に住所を有する場合		子ども又は保護者それぞれ1人につき、350円

イ 一時預かり事業の利用について利用許可を受けた者は、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。

子どもの区分	単位及び金額
満3歳未満の子ども	1人1時間につき、500円
満3歳以上の子ども	1人1時間につき、400円

(9) 特別の設備の設置及び変更の禁止（第9条関係）

子育てリフレッシュ館の利用者は、施設に特別の設備を設け又は変更を加えてはならない。

(10) 入館の拒否等（第 10 条関係）

市長は、他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるときなどは、入館を拒み、その利用を制限し、若しくは利用許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

(11) 原状回復の義務（第 11 条関係）

利用者は、利用を終了したとき、又は利用許可を取り消され若しくは退館を命ぜられたときは、直ちに、原状に回復しなければならない。

(12) 汚損等の場合における原状回復及び損害賠償（第 12 条関係）

利用者は、施設又は附属設備（物品を含む。）を汚損し毀損し又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(13) 委任（第 13 条関係）

子育てリフレッシュ館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(14) 附則

ア 施行期日 規則で定める日

イ 寝屋川市立こどもセンター条例の一部改正

ファミリー・サポート・センター事業に関する規定を削る。

## 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

### 1 改正理由

『国家戦略特別区域法』の改正に伴い、同法の引用条項に関わる規定の整理を行うため、本条例等の一部を改正する。

### 2 改正内容

(1) 次に掲げる条例の規定中「国家戦略特別区域限定保育士」について引用する『国家戦略特別区域法』の規定を「第12条の5」とする。

ア 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 附則

施行期日 公布の日

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項において同じ。) を修了した保育士 (国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士 (以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)) を含む。又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略)</p>	<p>(職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項において同じ。) を修了した保育士 (国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士 (以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)) を含む。又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略)</p>

2 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (第2条関係)

改正案	現行
<p>(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者で</p>	<p>(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者で</p>



改正案	現行
<p>あつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者(2)～(9)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>あつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者(2)～(9)（略）</p> <p>4・5（略）</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定 並びに指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準を定める条例の制 定

### 1 制定理由

『介護保険法』の改正により、指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）の指定を市町村が実施することとされたことに伴い、当該指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるため、本条例を制定する。

### 2 主な制定内容

#### (1) 事業者の指定に関する基準

##### ア 事業者の指定をしてはならない者（第3条関係）

申請者が法人でないときは、事業者の指定をしてはならない。

#### (2) 基本方針

##### ア 基本方針（第4条関係）

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないことなどを定める。

#### (3) 人員に関する基準

##### ア 従業者の員数（第5条関係）

事業者は、指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）ごとに、常勤の介護支援専門員を置かなければならない。その員数の基準は、利用者数が35又はその端数を増すごとに1とする。

##### イ 管理者（第6条関係）

事業者は、事業所ごとに、介護支援専門員である常勤の管理者を置かなければならない。

#### (4) 運営に関する基準

##### ア 重要事項の説明等（第7条関係）

事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の運営規程の概要その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないことなどを定める。

##### イ 提供拒否の禁止（第8条関係）

事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

##### ウ 指定居宅介護支援の基本取扱方針（第15条関係）

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。また、事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

##### エ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（第16条関係）

指定居宅介護支援の方針は、(2)の基本方針及びウの基本取扱方針に基づき、「事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする」など、本条各号に列記するところによるものとする。

##### オ 管理者の責務（第20条関係）

事業所の管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理等を一元的に行わなければならない。

##### カ 運営規程（第21条関係）

事業者は、事業所ごとに、運営規程（事業の運営についての所定の重要事項に関する規程）を定めておかなければならない。

##### キ 秘密保持（第26条関係）

事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

ク 苦情への対応（第 29 条関係）

事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない ことなどを定める。

ケ 事故発生時の対応（第 30 条関係）

事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

コ 記録等の整備（第 32 条関係）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。

また、事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録等を整備し、居宅サービス計画の完了の日等から 5 年間保存しなければならない。

(5) 附則

施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

※ 『大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例』に基づく所定の事務（大阪府知事の権限に属する事務）については、『大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例』により、平成 25 年 10 月以降、寝屋川市が処理しているところ、『介護保険法』の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定を市町村が実施することとされたことに伴い、大阪府の上記条例と同一の内容を定めた本条例を制定するものである。

〔なお、本条例で規定する基準（指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）については、(4)コの記録等の保存期間を除き、厚生労働省令で定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」と同一の内容を定めている。〕

## 寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定

### 1 制定理由

『生産緑地法』の改正により、生産緑地地区の区域の規模に関する条件について、政令で定める基準に従い、条例で定めることができることとされたことに伴い、本条例を制定する。

### 2 主な制定内容

#### (1) 区域の規模 (第2条関係)

生産緑地地区の区域の規模は、300 平方メートル以上の区域であることとする。

※ 政令で定める基準 = 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満の一定の規模以上の区域であること

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

(議案第 86 号関係)

## 寝屋川市立幼稚園条例の一部改正

### 1 改正理由

寝屋川市立幼稚園について、神田幼稚園を南幼稚園に統合し、神田幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 名称及び位置（別表関係）

神田幼稚園に関する規定を削る。

#### (2) 附則

施行期日 平成 32 年 4 月 1 日

# 寝屋川市立幼稚園条例

No.1

改正案	現行																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園～寝屋川市立南幼稚園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立啓明幼稚園</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	寝屋川市立北幼稚園～寝屋川市立南幼稚園	(略)	寝屋川市立啓明幼稚園	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">別表 (第2条関係)</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>寝屋川市立北幼稚園～寝屋川市立南幼稚園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>寝屋川市立神田幼稚園</td> <td>寝屋川市東神田町 35 番 6 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>寝屋川市立啓明幼稚園</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	別表 (第2条関係)		名称	位置			寝屋川市立北幼稚園～寝屋川市立南幼稚園	(略)			寝屋川市立神田幼稚園	寝屋川市東神田町 35 番 6 号			寝屋川市立啓明幼稚園	(略)
名称	位置																						
寝屋川市立北幼稚園～寝屋川市立南幼稚園	(略)																						
寝屋川市立啓明幼稚園	(略)																						
別表 (第2条関係)		名称	位置																				
		寝屋川市立北幼稚園～寝屋川市立南幼稚園	(略)																				
		寝屋川市立神田幼稚園	寝屋川市東神田町 35 番 6 号																				
		寝屋川市立啓明幼稚園	(略)																				
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。</p>																							

## 寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

### 1 改正理由

体育館の駐車場の利用につき利用料金を徴収することから、当該利用料金について定めるため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 利用料金の納入(第6条、別表関係)

体育館の駐車場の利用に係る利用料金は、大型・中型車両については1日につき3,000円の範囲内、普通車両等については、30分以内は無料とし、その後1時間までごとに100円の範囲内において定める額とする。

なお、当該利用料金は、後納とする。

#### (2) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後に体育館の駐車場を利用する場合における利用料金について適用する。



# 寝屋川市立市民体育館条例

No.1

改正案	現行						
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 体育館を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、<u>体育館の駐車場を利用する場合その他指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>駐車場を利用する場合の利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="821 1108 970 1937"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>単位及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大型・中型車両</td> <td>1台1日につき、3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 普通車両等</td> <td>1台1時間につき、100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「大型・中型車両」とは、<u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する大型自動車及び中型自動車をいい、「普通車両等」とは、大型・中型車両以外の自動車をいう。</u></p> <p>2 <u>普通車両等に係る利用料金の額については、入場以後30分以内は無料とし、入場以後30分を超える時間について、1時間までごとに100円として算出する。</u></p>	自動車の種類	単位及び金額	(1) 大型・中型車両	1台1日につき、3,000円	(2) 普通車両等	1台1時間につき、100円	<p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 体育館を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、<u>指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1・2 (略)</p>
自動車の種類	単位及び金額						
(1) 大型・中型車両	1台1日につき、3,000円						
(2) 普通車両等	1台1時間につき、100円						

改正案	現行
<p>3 <u>普通車両等について、平日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日を含む。）に利用する場合の利用料金は、1台1日につき800円を上限とする。</u></p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に体育館の駐車場を利用する場 合における利用料金について適用する。</p>	

## 寝屋川市立池の里市民交流センター条例 の一部改正

### 1 改正理由

多目的室の使用につき使用料を徴収することから、当該使用料について定めるため、本条例の一部を改正する。

### 2 主な改正内容

#### (1) センターの使用料（第11条、改正後の別表第2関係）

多目的室の使用に係る使用料は、次の表のとおりとする。

なお、当該使用料は、前納とする。

使用時間 使用施設	午 前 〔午前9時から正午まで〕	午 後 A 〔正午から午後3時まで〕	午 後 B 〔午後3時から午後6時まで〕	夜 間 〔午後6時から午後9時まで〕
多目的室 1	400	400	400	400
多目的室 2				
多目的室 3				
多目的室 4				
多目的室 5	300	300	300	300
多目的室 6	700	700	700	700

※ 現行では、多目的室及び集会室の使用に係る光熱水費等その他の実費を使用者の負担とすることとされている。(また、現行の集会室を多目的室6とする。)

#### (2) 附則

ア 施行期日 平成30年4月1日

## イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後にセンターの施設を使用する場合における使用料について適用し、同日前にセンターの施設を使用する場合における使用料については、なお従前の例による。

寝屋川市立池の里市民交流センター条例

No.1

改正案	現行
<p>(センターの使用料)                      第11条 センターの施設等のうち別表第1に掲げる体育施設の使用に係る使用料_____は、それぞれ同表に定めるとおりする。                      2 センターの施設等のうち別表第2に掲げる多目的室の使用に係る使用料は、それぞれ同表に定めるとおりする。</p> <p>3 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。                      (使用料の免除)                      第12条 教育委員会は、適当と認めるときは、使用料_____を免除することができる。                      (使用料の還付)                      第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。                      別表第1 (第11条関係)                      体育施設の使用料                      1 (略)                      2 個人使用の場合の使用料</p>	<p>(センターの使用料)                      第11条 センターの施設等のうち別表_____に掲げる体育施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)は、それぞれ同表に定めるとおりする。                      2 センターの施設等のうち別表に掲げる体育施設以外の施設の使用に係る料金は、無料とする。ただし、多目的室及び集会室の使用に係る光熱水費その他の実費は、使用者の負担とする。</p> <p>(使用料等の免除)                      第12条 教育委員会は、適当と認めるときは、使用料及び前条第2項に規定する実費(以下「使用料等」という。)を免除することができる。                      (使用料等の還付)                      第13条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。                      別表_____ (第11条関係)                      体育施設の使用料                      1 (略)                      2 個人使用の場合の使用料</p>

改正案		現行																
(略)	(略)	(略)	(略)															
備考	備考	備考	備考															
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)															
3 3歳以上中学生以下の者又は60歳以上70歳未満の者であつて、市内に住所を有するものが使用する場合の使用料は、この表に規定する金額の5割に相当する額とする。	3 3歳以上中学生以下の者及び60歳以上70歳未満の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額の5割に相当する額とする。	3 3歳以上中学生以下の者及び60歳以上70歳未満の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額の5割に相当する額とする。	3 3歳以上中学生以下の者及び60歳以上70歳未満の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額の5割に相当する額とする。															
4・5 (略)	4・5 (略)	4・5 (略)	4・5 (略)															
6 第4項に規定する者を除き、寝屋川市の区域外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額	6 第4項に規定する者を除き、寝屋川市の区域外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額	6 第4項に規定する者を除き、寝屋川市の区域外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額(同人が3歳以上中学生以下又は60歳以上である場合は、当該金額の5割に相当する額)の2倍に相当する額とする。	6 第4項に規定する者を除き、寝屋川市の区域外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額(同人が3歳以上中学生以下又は60歳以上である場合は、当該金額の5割に相当する額)の2倍に相当する額とする。															
<p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>多目的室の使用料</p> <p>[単位：円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後A</th> <th>午後B</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後3時から正午まで</td> <td>午後3時から午後6時まで</td> <td>午後6時から午後9時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>		使用時間	午前	午後A	午後B	夜間	午前9時から正午まで	午後3時から正午まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで			400	400	400	400		
使用時間	午前	午後A	午後B	夜間														
午前9時から正午まで	午後3時から正午まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで															
	400	400	400	400														
使用施設																		
多目的室1																		
多目的室2																		
多目的室3																		

改正案				現行			
多目的室4							
多目的室5	300	300	300	300	300	300	300
多目的室6	700	700	700	700	700	700	700
<p><b>備考</b></p> <p>1. <u>1の多目的室について、2以上の使用時間の区分を使用する場合の使用料は、当該多目的室について、当該使用時間に対応する、それぞれこの表に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p>2. <u>使用者が入場料(これに類する料金を含む。)を徴収する場合の使用料は、この表に規定する金額の5倍に相当する額とする。</u></p> <p><b>附則</b> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に寝屋川市立池の里市民交流センターの施設を使用する場合における使用料について適用し、同日前に寝屋川市立池の里市民交流センターの施設を使用する場合における使用料については、なお従前の例による。</p>							

(議案第 95 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産 子育てリフレッシュ館「子どもの遊びスペース」用備品

取得の相手方の選定に至る経過

平成 29 年 6 月 26 日	プロポーザルの公募
平成 29 年 6 月 26 日 ) 平成 29 年 7 月 25 日	プロポーザル参加表明書等提出期間
平成 29 年 8 月 28 日 ) 平成 29 年 9 月 15 日	企画提案書等提出期間
平成 29 年 9 月 27 日	書類審査及びヒアリング審査
平成 29 年 11 月 21 日	仮契約の締結



子育てリフレッシュ館「子どもの遊びスペース」用備品 内訳

No.	品目	寸法等	数量
(1) 遊具・玩具類			
1	エアトランポリン	W3500 D6000 H2500 (安全マット・送風機付き)	1台
2	クライミング	W3000 D400 H2400 (安全マット付き)	1台
3	回転型エア遊具	直径1600 W1400 (コースガード・送風機付き)	2台
4	トンネルくぐり付すべり台	W4000 D3400 H2400 (安全マット付き)	1台
5	2方向型すべり台	W5200 D4700 H2400	1台
6	ボール投げ入れ遊具	W3400 D450 H2750	1台
7	ボールプール	ボール直径75 (70,000個) (境界用クッション・床マット付き)	1セット
砂場			
8	砂		182 kg
	マット	W300 D300 T14	8枚
	足砂払い用すのこ	W1200 D600 T150	1セット
	玩具類		4セット
キッチンセット			
9	キッチン	W1750 D320 H820	1台
	テーブル	直径1000 H470	1台
	チェア	H260	6脚
	キッチン玩具収納棚	W1200 D300 H1500	1台
	キッチン玩具		1セット
10	大型組立ブロック		1セット
11	組立ブロック		7セット
12	マグネット遊具		2セット
ジオラマセット			
13	プレイカウンター	長方形型 W1200 D800 H450	1個
		R型 直径1400 H500	1セット
	ジオラマ玩具		1セット
14	ベビー用クッションコース	マット型	14個
		コーン型	3個
		アーチ型	2個
15	ベビーキャッスル	W2080 D2080 H1080	1台
16	ベビー用ソフト遊具		4セット
17	ベビー用壁面遊具		1セット
18	ベビー用玩具類		5セット

No.	内容	寸法等	数量
(2) テーブル、椅子等			
19	楕円形テーブル	W1700 D900 H500 (砂ストック付き)	1台
20	カウンターテーブル	W3300 D500 H500 (砂ストック付き)	1台
		W2550 D500 H500 (砂ストック付き)	1台
		W2500 D2000 H750 (安全マット付き)	1台
21	カウンターテーブル用角スツール	W350 D350 H350	14台
22	扇形テーブル	W1290 D700 H400 (おもちゃストック付き)	2台
23	扇形テーブル用スツール	W400 D400 H250	11台
24	丸テーブル	直径 840 H740	2台
25	おむつ替えベッド	W720 D935 H760	3台
26	ベンチ	W1650 D500 H400	5台
27	授乳用椅子	W770 D760 H700	3台
28	受付カウンター	W3000 D1860 H900	1台
(3) クッション等			
29	ベビーゾーン用マット	W900 D1800 T35	9枚
		W900 D1500 T35	4枚
		変形	4枚
		W1000 D1000 T15	18枚
30	腰掛用ブロッククッション		
	ベンチ	W1200 D300 H300	2個
		W900 D300 H300	23個
		W800 D300 H300	7個
ベンチコーナー	W300 H300	6個	
31	腰壁パーテーション	H900	21m
32	パーテーション		3セット
33	柱巻クッション	T30	9セット
(4) その他			
34	カーテン・レール	W1000	3セット
35	下駄箱	W1730 D380 H1790 (56人用)	2台
36	ロッカー	W900 D380 H1790 (12人用)	5台
37	チラシカウンター	W3400 D400 H1000	1台
38	フロア案内サイン	天井付け	4個
39	ゾーンサイン	天井付け・壁付け	28個

(注) 寸法等 = W:幅、D:奥行き、H:高さ、T:厚さ、単位: mm

(議案第 96 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民活動センター)

- 1 根拠法令 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項
- 2 施設及び団体 (指定管理者の候補者)
  - (1) 施設の名称 寝屋川市立市民活動センター
  - (2) 団体の名称 特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま  
所在地 大阪府寝屋川市秦町 41 番 1 号  
代表理事 古 賀 裕 子 (こが ゆうこ)
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで  
(5 年間)

### 4 選定手続

『寝屋川市立市民活動センター条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、寝屋川市の区域内で活動する複数の市民活動団体等で構成された団体である「特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま」を選定した。

(議案第 97 号関係)

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西高齢者福祉センター)

- 1 根拠法令 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項
  
- 2 施設及び団体(指定管理者の候補者)
  - (1) 施設の名称 寝屋川市立西高齢者福祉センター
  - (2) 団体の名称 シンコースポーツ大阪株式会社  
所在地 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目 2 番 11 号  
代表取締役 石 崎 克 己 (いしざき かつみ)
  
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで  
(5 年間)

### 4 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「シンコースポーツ大阪株式会社」を選定した。

## 【指定管理者の候補者の選定】

### 1 応募状況

#### (1) 説明会への参加数（説明会 平成 29 年 7 月 27 日実施）

法人等の種類		計
株式会社	特定非営利活動法人	
3	1	4

#### (2) 申請書の提出数（受付期間 平成 29 年 7 月 28 日～8 月 31 日）

法人等の種類	計
株式会社	
2	2

### 2 指定管理者選定委員会

#### (1) 構成（計 5 人）

ア 学識経験を有する者	1 人
イ 税理士	1 人
ウ 寝屋川市民生委員児童委員協議会会員	1 人
エ 寝屋川市老人クラブ連合会会員	1 人
オ 寝屋川市福祉部長	1 人

#### (2) 開催経過

##### ア 第 1 回（平成 29 年 10 月 24 日）

委員長及び副委員長の選出、第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（ヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第 1 次審査及び第 2 次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の決定、選定委員会報告書の作成

#### (3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立西高齢者福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。

## ア 第1次審査（書類審査）

### (7) 審査基準

#### 【審査項目】

- a 管理運営を安定して行う経営状態であること。
- b 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること。
- c 運営方針及び運営計画が優れており、高齢者への配慮が十分になされていること。
- d 人員配置計画が適正であること。
- e 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- f 使用促進施策が優れていること。また、適正な想定計画が立てられていること。
- g 危機管理対策が優れていること。
- h 個人情報保護、情報公開の取組みが優れていること。
- i 苦情等があったときの対応が優れていること。また十分な受付体制がとられていること。
- j 必須事業の実施方法について具体的に明記されており、実現可能であること。
- k 自主事業計画が優れていること。
- l 記載内容（見積金額等）が適正であり、経費縮減が図られていること。
- m 総合的に優れていること。

#### 【活動拠点】

- n 団体の活動拠点の所在地
- (1) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～lの各項目については10点満点・項目mは20点満点・合計140点満点とし、選定委員5人の合計点を申請者の得点とした。項目nは、活動拠点が市内に在る場合には7点を配点することとした。

また、合計点の合格最低点を441点（合計点の6割）とした。

(ウ) 審査結果

提出書類をもとに審査項目 a～m の審査を行い、項目 n については、申請者 B の活動拠点が市内に在ることを確認した。

	項目	配点	シンコースポーツ 大阪株式会社	B
審査項目	a	50	45	30
	b	50	42	37
	c	50	44	38
	d	50	42	39
	e	50	41	39
	f	50	41	40
	g	50	43	38
	h	50	44	39
	i	50	41	39
	j	50	41	37
	k	50	44	38
	l	50	41	36
	m	100	74	66
小計		700	583	516
活動拠点	n	35	0	35
合計			583	551

2 団体とも合計得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

イ 第 2 次審査（ヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b センターの運営について（各種事業を含む。）
- c センターの管理について
- d 人的課題について
- e 経費縮減について
- f 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を10点満点・fを20点満点・合計70点満点とし、選定委員5人の合計点を当該団体の得点として審査を行った。

また、合格最低点を210点（合計点の6割）とした。

(ウ) 審査結果

項目	配点	シンコースポーツ 大阪株式会社	B
a	50	45	42
b	50	45	42
c	50	46	38
d	50	44	38
e	50	38	43
f	100	89	81
合計	350	307	284

2団体とも合計得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

(4) 選定結果

	配点	シンコースポーツ 大阪株式会社	B
総合計	1085	890	835

申請者の得点は書類審査及びヒアリング審査ともに合格最低点以上であったため、総合計点が最も高い、シンコースポーツ大阪株式会社を、指定管理者の候補者として選定した。



## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市有料自転車駐車場)

- 1 根拠法令 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項
  
- 2 施設及び団体 (指定管理者の候補者)
  - (1) 施設の名称 寝屋川市有料自転車駐車場 (6 か所)
    - 寝屋川市駅前第 1 自転車駐車場
    - 寝屋川市駅前第 2 自転車駐車場
    - 寝屋川市駅前第 3 自転車駐車場
    - 寝屋川市駅前第 4 自転車駐車場
    - 寝屋川市駅前第 6 自転車駐車場
    - 寝屋川市駅西自転車駐車場
  - (2) 団体の名称 アドバンスねやがわ管理株式会社
    - 所在地 大阪府寝屋川市早子町 23 番 2 - 217 号
    - 代表取締役 久 本 歩 (ひさもと あゆむ)
  
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで  
(5 年間)
  
- 4 選定手続  
『寝屋川市有料自転車駐車場条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、寝屋川市が出資している団体であって、その業務が地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接に関連を有し、かつ、有料の自転車駐車場の運営の実績を有するものである「アドバンスねやがわ管理株式会社」を選定した。

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民体育館)

- 1 根拠法令 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項
  
- 2 施設及び団体 (指定管理者の候補者)
  - (1) 施設の名称 寝屋川市立市民体育館
  - (2) 団体の名称 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟  
所在地 大阪府寝屋川市葛原一丁目 13 番 2 号  
会 長 谷 川 義 文 (たにがわ よしふみ)
  
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで  
(5 年間)

### 4 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟」を選定した。

## 【指定管理者の候補者の選定】

### 1 応募状況

#### (1) 説明会への参加数（説明会 平成29年 8月21日実施）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

#### (2) 申請書の提出数（受付期間 平成29年 8月25日～同月31日）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

### 2 指定管理者選定委員会

#### (1) 構成（計5人）

ア 公募による一般市民	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 寝屋川市社会教育委員	1人
オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長	1人

#### (2) 開催経過

##### ア 第1回（平成29年9月5日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査の実施

##### イ 第2回（平成29年9月25日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

#### (3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立市民体育館（以下「市民体育館」という。）の指定管理者として

最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること。
- b 施設を効果的に管理運営できる提案が優れていること。
- c 積極的な広報活動が行われ、集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 事業の実施について明記されており、スポーツ振興・団体育成など設置目的が効果的に果たされる事業提案があること。
- f 記載内容（見積金額等）が適正であり経費縮減が図られていること。
- g 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること、危機管理対策が適正であること。
- j 総合的にみて提案内容が優れていること。

【活動拠点】

- k 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- l 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～jの各項目については10点満点・合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目kは、活動拠点が市内に在る場合には5点を配点することとし、項目lは、選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 70 点とし、a～j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類をもとに審査項目 a～j の審査を行い、項目 k については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目 1 については、教育委員会事務局から、『平成 25 年度から平成 27 年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率がいずれも 97.9 パーセントであり、平成 28 年度の適正比率は 100 パーセントであること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 9 項目の評価が「○」であることから、総合評価を S とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟
審査項目	a	10	9.6
	b	10	8.6
	c	10	8.8
	d	10	8.8
	e	10	8.4
	f	10	8.6
	g	10	8.6
	h	10	8.6
	i	10	8.8
	j	10	9.2
小計		100	88
活動拠点	k	5	5
管理運営の実績	l	10	10
合計			103

合計得点及び a～j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合

格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 市民体育館の管理について
- c 市民体育館の運営について
- d 人的課題について
- e 収支について
- f 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション、及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点・fを25点満点・合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

項目	配点	特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟
a	15	13.6
b	15	13.2
c	15	12.8
d	15	12.8
e	15	13.2
f	25	21.8
合計	100	87.4

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員全員による意見交換を行

った結果、特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟を、指定管理者の候補者として選定した。